

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

#### 奈良県人事委員会規則第十六号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
別表第二本庁の項中「教育次長 教育次長補佐」を「教育部長 教育次長」に改める。  
別表第十本庁の項中「会計管理者」を「参与 会計管理者」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。